

大領地域の家

グループホームであり

運 営 規 程

(目的)

第1条

社会福祉法人ライフサポート協会が開設する「大領地域の家グループホームであり」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者(以下「介護従業者」という。)が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は要介護者及び要支援であつて認知症の状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1・介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、通知の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2・利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。
- 3・利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4・介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 5・懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6・提供する介護の質の評価を行い、常に改善を図る。
- 7・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 大領地域の家 グループホームであり
- ② 所在地 大阪市住吉区大領5丁目6番2号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（併設している小規模多機能型居宅介護と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者 14名（正社員5名、契約職員0名、非常勤9名）
- ③ 計画作成担当者 1名（同建物の小規模多機能型居宅介護と兼務）
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

(入所定員)

第6条

事業の定員は次のとおりとする。

9名（1ユニット）

(事業の内容)

第7条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 健康チェック、相談、助言

(事業の利用料金等)

第8条

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ① 家賃 70,000円／月（トイレ設置の居室は75,000円）
- ② 共益費 25,000円

③ 食費 朝食⇒300円、昼食⇒700円、夕食⇒700円、おやつ⇒150円
(1,850円/日) ※一月30日の場合は55,500円

特別な食事の提供を行う際は事前に説明をした上で該当金額を請求。

④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用、医療費等は実費。

2. 前号各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いを同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3. 月の中途における入退去における料金については、日割り計算するものとする。

※入院された場合は入院期間中の家賃はお支払いいただきます。共益費は日割り計算での支払い。

4. 敷金については入居時に300,000円預かる。

退去時の修繕等に必要な料金、または利用料金の未払いがあった場合の支払金として使用し、残金は退去時に返金する。

(入居にあたっての留意事項)

第9条

事業の対象者は、要介護及び要支援状態であって認知症の状態にあるもののうち、次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活に支障がないこと。
- ② 著しい精神状態を呈する者当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。
- ③ 入院治療を必要とする者でないこと。

第10条

介護従業者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活の規則は事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう使用する。

(緊急時等における対応方法)

第11条

介護従業者などは、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

協力医療機関：医療法人 弘善会 矢木クリニック

大阪市住之江区安立 1-4-3 06-6675-6198

第12条

- 1 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
保険加入：あいおいニッセイ同和損害保険会社
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(非常災害対策)

第13条

事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回以上の避難・救出等の訓練を行う。

(苦情処理)

第14条

- 1 提供した事業所に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
具体的には、相談窓口から処理に至るまでの概要について、利用者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載するとともに、事業所に掲示する。
- 2 提供した事業所のサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。
また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した事業所のサービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理)

第15条

- 1 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症等防止の

ための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(運営推進会議)

第 16 条

- 1 事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び事業所についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(身体拘束廃止にむけての取り組み)

第 17 条

- 1 サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得る。
- 3 事業所は、やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を隨時開催するなど、身体拘束廃止に取り組む。
- 4 身体拘束適正化検討委員会を設置し、3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催する。また身体拘束適正化のための研修を年2回以上開催する。

(虐待防止に向けての取り組み)

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備

- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 高齢者虐待防止委員会を設置し、3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催する。また高齢者虐待防止のための研修を年2回以上開催する。

(業務継続計画の策定等)

第19条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条

1. 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 法定内研修 各1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、当事業所に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ライフサポート協会の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第21条

- 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。
- 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は1名とする。
- 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。